

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

| | | | |
|---------|---|-----------|-----------|
| 受 理 番 号 | 3209 | 受 理 年 月 日 | 令和4年6月10日 |
| 件 名 | 元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）の利用継続 | | |
| 要 旨 | <p>2019年4月、京都市立向島秀蓮小中学校の開校により廃校になった元向島中学校跡地を、地元住民や事業者により利用者会議を立ち上げ、2019年7月から、むかちゅうセンターとして利用を始めた。今では、地元などの30数団体が利用する地域コミュニティの活動拠点となっている。</p> <p>京都市は、元向島中学校跡地が遊休施設であるとして、今年2022年9月末で地元住民による利用を中止し、行財政改革の推進のため転用を予定している。しかし、元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）は廃校であるが、遊休施設などではなく、向島ニュータウン地域コミュニティの唯一の活動拠点として有効に利用されている。</p> <p>京都市は、この場所の利用は当初から暫定利用であると言ってきた。しかし、京都市は2012年、京都市地域コミュニティ活性化推進条例を施行し、地域コミュニティ活性化の活動を推進している。昨年8月には京都市地域コミュニティ活性化ビジョン（案）を策定し、市民から意見を募集し、更に地域コミュニティ活性化の推進を計画している。これに応え、私たち向島地域の住民は3年間、元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）を地域コミュニティ活動の拠点として利用してきた。むかちゅうセンターは、向島ニュータウン・地域コミュニティの活性化に大いに貢献し、地域住民は今後の利用継続を強く希望している。</p> <p>京都市は、元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）の利用が暫定というなら、早急に地域コミュニティ活動の代替場所を用意する必要がある。</p> <p>元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）を地域コミュニティの活動の場として利用を始めた以下の経緯からも、この場所の転用を容認することができない。</p> <p>第一に、向島二の丸小学校区住民は、歴史的に同小学校を地域の運動会や防災訓練（災害時の避難場所）、選挙の投票所などに使用してきた。向島秀蓮小中学校が開校し、向島二の丸小学校が廃校になった後も同校跡地を使用する予定にしていた。しかし、京都市の方針によって、あしながら育英会が京都志塾に利用することになり、やむなく隣接する元向島中学校跡地を使用することになった。向島二の丸小学校区地域コミュニティの継続には、今後もこの元向島中学校跡地を地域コミュニティの活動に使用する必要がある。</p> <p>第二に、2016年4月、京都市（都市計画局）が主導して、向島ニュータウン地域コミュニティの活性化と老朽化が進む施設の再生を目指した向島ニュータウンまちづくりビジョン検討委員会（翌年2017年4月から2021年3月まで同推進会議）が設置された。その取組の中で、これまで京都市に要望して実現していなかった地域コミュニティの活動拠点として、2019年4月に廃校になった元向島中学校跡地を確保し、利用することになった。このことは、向島ニュータウンまちづくりビジョンの取組の中から生まれた成果の一つであり、元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）は、子供の遊び場や向島ユースセンター、向島オンラインスケート教室、気まぐれサロン、カレー喫茶、こども・おとな食堂などの取組で、子供や中高生の居場所として、障害者運動の拠点として、高齢者の居場所として、各種地域住民のサークル活動などの拠点として、二ノ丸学区の防災拠点として、利用が急速に広がった。</p> <p>コロナ禍の下で、他地域の祭りなどが相次いで中止されたが、向島まつりやむかちゅうセンター・元気バザールをはじめ諸取組をコロナ感染防止対策をしっかりと行って実施し、住民が交流する貴重な場所となってきた。</p> <p>向島地域には、中国帰国者や向島学生センターの留学生など多国籍のみなさんが多く居住しており、向島ニュータウンまちづくりビジョンのスローガンの一つとなった多文化共生のまち・向島の重要な拠点ともなってきた。</p> <p>京都新聞などのマスメディアも注目する、まちづくりのユニークな取組がむかちゅうセンターを中心に向島地域で展開されている。</p> <p>地域住民を中心に、むかちゅうセンターの継続利用への期待は極めて大きく、向島ニュータウンの住民によるコミュニティ活動は、むかちゅうセンターを必要としている。</p> <p>京都市が元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）をあくまで行財政改革のために転用すると言うなら、その理由を向島ニュータウンまちづくりビジョンの取組との整合性も含め、地域住民に説明し、了解を得たうえ、早急に代替場所を用意する必要がある。</p> <p>地方自治法には、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実施する役割を担うものとする。」と書かれている。</p> <p>私たち向島地域の住民もこの度の行財政改革の必要性は十分認識している。</p> <p>今後、更に住民の高齢化が進み、その中で住民の福祉をどう実現するかが京都市の最重要課題の一つとなり、市民も公助だけに頼るだけではなく、地域コミュニティ活動の活性化を通じ、共助社会の実現を促進する必要がある。向島ニュータウン地域コミュニティの活性化、共助社会の形成には、コミュニティ活動の場である元向島中学校（むかちゅうセンター）の利用が必要である。</p> <p>については、元向島中学校跡地（むかちゅうセンター）の利用継続を強く願う。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | まちづくり委員会 | | |